

全 員 協 議 会

日 時 令和6年8月30日（金）
午後3時から
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第29、30回（一般質問の在り方部分のみ） 議運決定事項

令和6年8月 9日（金）

令和6年8月26日（月）

決定事項

1 一般質問の在り方について

一般質問の在り方の見直しを行った結果、令和6年8月26日付けで、試行的に令和6年第3回（9月）定例会において通告書を資料1のとおり変更し、また、発言時間をこれまでの「70分（執行部の答弁時間を含む。）」から「30分（執行部の答弁時間を含まない。）」に変更することに決定し、同日全議員に周知した。なお、試行期間においては申し合わせ事項の変更等は行わず、また、前述以外のルールは従来どおりとすることとした。

また、一般質問とは、議員が市長等に対して行財政全般にわたる執行状況、将来の方針、行政の課題等の疑義をただし、又はその所信を問うことで、市長の政治姿勢及び責任を明確にさせること及び現行の政策を是正させ、又は新規の政策を採用させることを目的とする場であることを確認した。

また、一般質問の方法については、次のことに注意しながら行わなければならないことを確認した。

- ・ 市民に分かりやすいような声量、発音、テンポを意識して行うこと。
- ・ 質問の趣旨や論点を明確にすること。
- ・ 専門用語や略称・略語など難しい言葉を多用しないこと。
- ・ ある地域のみ利益を追求することなく、全体の奉仕者であることを念頭に置いて質問を行うこと。
- ・ 通告外の質問を行わないこと。
- ・ 資料は、分かりやすい一般質問とするために必要な範囲で作成し、その使用に当たっては必ず議長の許可を得ること及び資料の内容を十分に説明すること。

受付日時	令和 年 月 日 時 分		
受付番号	番	抽選番号	番
備考	執行部聞き取り方法 1 今から (場所:) 2 月 日 時に登庁 (場所:) 3 電話で対応 (自宅・携帯 - -) 4 その他 () * 聞き取り期限は通告書提出期限の日の翌日です。		

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、山陽小野田市議会会議規則第 61 条第 2 項の規定により通告します。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会議長 ○ ○ ○ ○ 様

議 員 ○ ○ ○ ○

記

質問方式	1. 分割質問・分割答弁方式 2. 一問一答方式 ※ いずれかの方式を○で囲むこと
休憩のタイミング	
質問事項 1	
質問要旨 1 (質問する背景・趣旨・目的)	
質問項目 1	(1) (2) (3)

質問事項 2	
質問要旨 2 (質問する背景・趣旨・目的)	
質問項目 2	(1) (2) (3)
質問事項 3	
質問要旨 3 (質問する背景・趣旨・目的)	
質問項目 3	(1) (2) (3)